

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	富沢6組 (富沢六組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区においては、水稻が中心であるが小さい集落で担い手も少なく10年後には、耕作放棄田が増加する懸念がある。60代後半～70代の耕作者が中心で耕作者が少なく担い手もほぼいない現状である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区においては、水稻とわずかに数件露地野菜の作付を行っている。又当地域は中山間地域のため畦畔が大きく草刈りに関わる労力が大きい。現在60代後半～80代の耕作者のため担い手の確保を含め土地の集約等を図り、他地域からの耕作者等を検討していきたい。また、中山間・多面的機能等を通して地域で協力して農地維持に努めていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
特になし
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
経営継承を受けた担い手や新規就農者の確保・育成を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--